

## 第 90 回倫理委員会議事要旨（2024 年 4 月 4 日）

### I 日時：

2024 年 4 月 4 日（木）13:00～14:50

### II 場所：

対面及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

#### ○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 審議事項

1. IESBA 公開草案「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ報告・保証業務に関連するその他の IESBA 倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用」に対するコメントについて

担当副委員長から、2024 年 1 月 29 日付けで国際会計士倫理基準審議会（the International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表された公開草案「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ報告・保証業務に関連するその他の IESBA 倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用」に対するコメントについて説明がなされた。

サステナビリティに関する IESBA 倫理規程の改訂には、次の内容が含まれている。

- ・ サステナビリティ保証業務の倫理及び独立性に関する基準
- ・ サステナビリティ報告の倫理に関する基準

また、外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程には、次の内容が含まれている。

- ・ 組織所属の職業会計士による外部の専門家の作業の利用
- ・ 会計事務所等所属の職業会計士による外部の専門家の作業の利用
- ・ サステナビリティ保証業務の実施者による外部の専門家の作業の利用

コメント案は、IESBA 倫理規程の改訂案をおおむね支持する内容となっているが、職業会計士及びサステナビリティ保証業務の実施者が適切にパート5を適用できるようにするため、サステナビリティ関連業務について、誰がどのような業務を依頼人に対して実施した場合に IESBA 倫理規程のどのパートが適用されるのかを明確にし、ガイダンスとして提供すること等を提案し、また、IESBA 倫理規程の改訂を柔軟に行えるよう、セクション 5405、5406、5407 及び 5700 の適用時期を業務の成熟度に応じて段階的に導入する等、実務の状況を踏まえて慎重に導入すること等を提案している。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、公開草案に対するコメント案を4月の役員会に上程することとなった。

### 【主なご意見】

- IESBA のサステナビリティに関する公開草案の設問2では、公開草案の提案が、公共の利益に関するフレームワークに照らして、公共の利益に資するものであるということに同意するかについてコメントが求められているが、現在のコメント案では、それに対して直接的に回答できていないのではないかと。

(ご意見への対応)

フレームワークが公共の利益に資するものであるかについて直接的に回答するようにコメントを修正する旨の回答があった。

- 違法行為に関する規定に対するコメントについては、何をコメントしたいのかが不明確なように見えるので、コメント案で伝えたい趣旨を再度確認した方がよいのではないかと。

(ご意見への対応)

コメント案について再度確認する旨の回答があった。

- 職業会計士以外の業務実施者 (Non-Professional Accountants : Non-PA) に対してサステナビリティに関する倫理規程をどのように適用するのか、また、どのように遵守させるのかについて、IESBA のサステナビリティに関する公開草案の設問1において、コメントを追加することも考えられるのではないかと。

(ご意見への対応)

Non-PA にどのように適用するかについては、各国で対応することになり、我が国においてはこれからの論点になると考える旨の回答があった。

- Non-PA に対して、保証業務だけでなく報告業務にまで IESBA 倫理規程の適用範囲を広げていくことは、現段階では時期尚早なのではないかと考える。

(ご意見への対応)

IESBA は、IESBA 倫理規程の適用範囲をすぐに広げていくのではなく、様々なステークホルダーと議論を重ね、慎重に検討していくことを考えている旨の回答があった。

- 外部の専門家の作業の利用に関して、適性、能力、客観性 (CCO) の評価が難しいと考えられるため、実務ガイダンス等で指針を示すことが望ましいのではないかと。

(ご意見への対応)

ご理解のとおり CCO の評価は難しいと考えられるため、その旨の意見をコメントにも記載している旨の回答があった。

- IESBA のサステナビリティに関する公開草案の設問 13 では、セクション 5407 の規定を支持するかについてコメントが求められている。それに対して、バリューチェーン事業体における保証業務の作業の類型を示さず、サステナビリティ保証業務の実施者が、重要性のあるバリューチェーン事業体から独立していなければならないことのみを要求事項として規定し、具体的にどのように独立性を担保するかをガイダンスにおいて説明することを提案するコメントをしているかと思う。これは、あくまでもバリューチェーン事業体全体ではなく重要なものに限定して、かつ、バリューチェーン事業体に信じるに足る理由のテストを適用するかどうかも含めて、具体的にどのような独立性の確認をすればよいのかをガイダンスで定めることを提案しているという理解でよいか。

(ご意見への対応)

ご理解のとおりである旨の回答があった。

- IESBA 倫理規程は職業会計士のための規程として策定されているものであり、Non-PA に対して適用させることについて疑問がある。IESBA 倫理規程について、Non-PA に対して強制的に適用するようなアプローチではなく、Non-PA も利用できるような作成しているという建付けにした方がよいのではないかと。

## ◆ 協議事項

### 1. 倫理規則公開草案に寄せられたコメントについて

担当副委員長から、2022 年から 2023 年までにおける IESBA 倫理規程改訂 (テクノロジー、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity : PIE) の定義、業務チームの定義及びグループ監査) を踏まえた倫理規則改正及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直しに関して、公開草案に対して寄せられたコメントの状況について説明がなされた。

### 【主なご意見】

- いずれのコメントも公開草案に対して本質的な修正を加えるものではないことから、再公開草案は行わないこととしているが、公開草案に対するコメントの中で、倫理規則自体の文言を変更しなければならないと考えられる点はあるか。または、実務ガイダンスを補足するような程度なのか確認したい。

(ご意見への対応)

検討の途中であるが、大きな変更は現時点で予定していない旨の回答があった。

### ◆ 報告事項

#### 1. IESBA 会議報告（3月）について

担当副委員長から、3月の IESBA ボード会議について報告がなされた。具体的には、会計事務所等の文化及びガバナンスやテクノロジー、集団投資ビークル (Collective Investment Vehicles : CIVs)、タックス・プランニング、IAASB とのコーディネーション、国際教育基準 (International Education Standards : IES) の改訂、PIE のロールアウト等について議論が行われた旨が説明された。

### 【主なご意見】

- CIVs は非常に複雑であり、独立性がどのように関連するのかが分かりにくいところがあるため、その辺りについても IESBA で議論を行ってほしいと考える。

#### 2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp